

# 改正雇用保険法成立

3月28日、参議院本会議で「雇用保険法の一部を改正する法律」が賛成多数で可決、成立しました。

改正法は、雇用保険制度の充実・強化がはかられた点は評価できますが、2000年及び2003年の法改正により引き下げられた基本手当（所定給付日数・給付率）の改善や暫定的に引き下げられている国庫負担の法律本則復帰に向けた道筋は見えないままです。

今回の主な改正点は、①育児休業給付金の給

付率の引き上げ、②中長期的なキャリア形成を支援するための教育訓練給付の拡充、③再就職手当の拡充です。（詳細は下記参照）

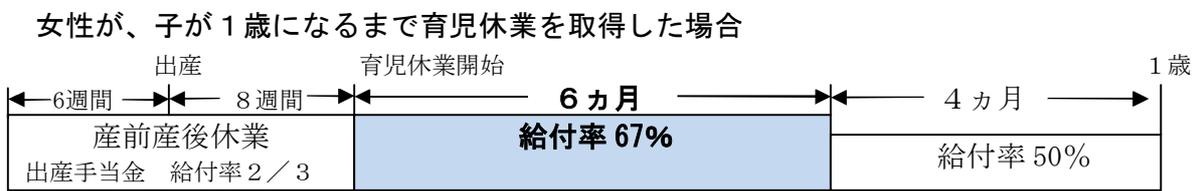
教育訓練給付の拡充は、「一般会計によっても支援すべき」という雇用保険部会での労使の意見は反映されず、全額雇用保険料で賄うこととなりました。教育訓練の拡充は、本年10月より施行されますが、不正受給を防止するチェック機能の強化を含め、施行体制を早急に整備する必要があります。

## 【主な改正内容】

### 1. 育児休業給付の充実（2014年4月1日施行）

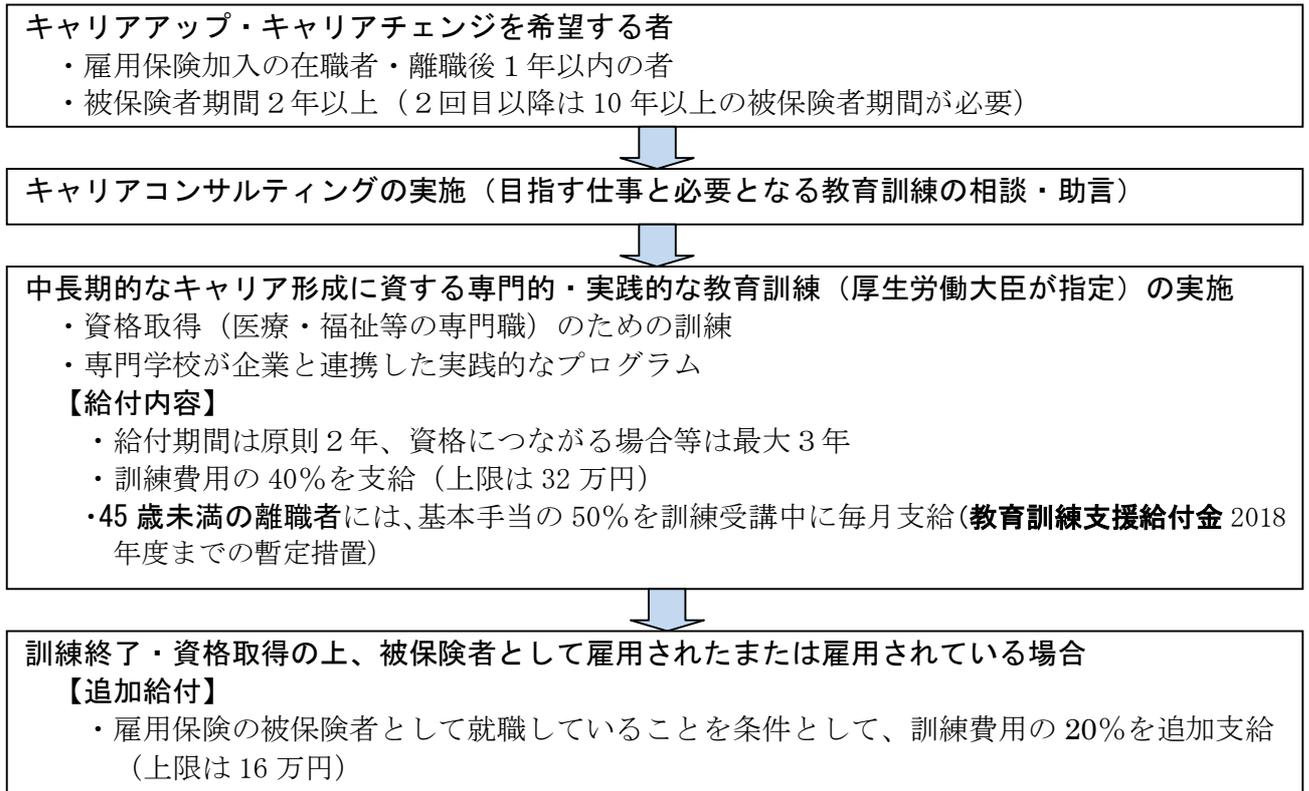


【対象者】2014年4月1日以降、初めて育児休業給付金を受給する被保険者。2014年4月1日時点で、すでに育児休業給付金を受給している被保険者は対象になりません。



## 2. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設（2014年10月1日施行）

現行の教育訓練給付金制度は変更なし。中長期的なキャリア形成のための支援措置。



## 3. 就業促進手当（再就職手当）の拡充（2014年4月1日施行）

